



I. 中部事務所の活動状況

1. 概況

輸入物価が大きく上昇しました。このため、原材料費やエネルギーコストなどの上昇分の適切な転嫁が一段と重要になっています。

公正取引委員会では、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないように、「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を実施しており、委員が名古屋市で独占禁止政策協力委員から御意見・御要望をお伺いしました。中部事務所でも、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会と懇談会を開催するなど、フリーダイヤル（0120-060-110）や、匿名での「違反行為情報提供フォーム」の周知に当たっています。中部事務所のトップページには、「相談」「申告・情報提供」「届出」のための統合窓口があります。クリックしていただき、インターネットによる申告を含め御活用ください。

税理士会、公認会計士協会とも懇談会を開催しました。我々の取組を事業者の周りの方々に知っていただくことは大変重要なことであると考えています。今回は、価格転嫁の問題に加え、インボイス制度の導入（独占禁止法や下請法上の懸念）についても意見交換を行いました。

新年度となり、説明会の開催や、職員の講師派遣が始まりました。独占禁止法教室などのほか、中部事務所独自の取組として、消費生活講座、弁護士会向け「独占禁止法相談事例集」説明会、農業関係の商系事業者団体向け「独占禁止法」説明会、官製談合防止法主催説明会の2県同時開催を実施しました。オンライン消費者セミナーの開催に向けて準備も進めています。

また、8名の大学生（愛知県立大学外国学部英文学科）に「庁舎訪問学習」として中部事務所にお越しいただきました。同大学の部活動である「起業部」の顧問の先生にも参加していただき、若手職員と学生との意見交換を行いました。